

一般社団法人日本脳神経外科学会
災害対応指針

令和2年8月21日制定

本指針は、大規模災害により複数の脳神経外科施設が被災し機能低下した場合に、「一般社団法人日本脳神経外科学会災害対策本部内規」に従い、対策本部を設置し被災状況に関する情報収集活動、被災した会員への支援活動などのための指針である。

1. 災害対策本部の設置

- 1) 日本脳神経外科学会事務局に対策本部を設置し、災害対策本部長は、理事長が務め、全国7支部のうち被災した地域を含む支部の支部長を災害対策副本部長とし、本部長が事務担当職数名を指名して任務にあたる。
- 2) 理事長が罹災によりその任務を遂行できない場合は、最年長の常務理事が代行する。また被災地域の支部長が罹災によりその任務を遂行できない場合は、最年長の支部理事が代行する。

2. 指揮命令系統及び情報連絡体制

- 1) 災害対策本部長は、災害の状況に応じて副本部長に被災状況の調査を要請する。
- 2) 各都道府県の支部理事は、都道府県内の被災状況を速やかに把握し、副本部長に連絡する。また、継続的に情報を収集する。
- 3) 副本部長は、対策本部に速やかに情報を提供する。
- 4) 災害時に円滑な情報収集活動を行うために、平時より学会役員、事務職員などの電話・メールを可能にする緊急連絡網を作成する。
- 5) 災害時に円滑な情報収集活動を行うために、平時より各支部長は緊急連絡時メールアドレス、メーリングリストなどの手段を整備し、支部内に周知する。
- 6) 脳神経外科学会研修プログラムに所属する施設は、基幹施設を通じて、支部理事に情報を提供する。連携・関連施設が他府県である時は、連絡先を所在地の支部理事とするか基幹施設とするかを事前に決定し周知連絡する。
- 7) 学会員が所属するが研修プログラムに所属していない医療施設は、メールあるいはその他の手段で連絡できるように事前に支部理事との連絡方法を構築しておく。
- 8) 各支部理事長はこれら連絡方法について定期的に整備、確認、周知を行う。

3. 災害医療における収集情報の内容

副本部長、各支部理事は、添付の調査票を利用して罹災状況、援助の必要性、また援助の可否、今後の連絡等について把握する。ただし、本調査票の使用が困難な場合は、本調査票の内容に関する情報を様々な手段で取得する

4. 急性期支援活動

- 1) 罹災都道府県内で援助できることは当該都道府県の支部理事で随時対応する。
- 2) 広域な援助が必要な場合は災害対策副本部長（支部理事長）、災害対策副本部長に伝達し対応策を協議する。
- 3) 必要に応じて DMAT 事務局、日本医師会、国立大学病院・国立病院機構などの災害医療関連団体との連携調整を図る。

5. 復興支援

- 1) 日本脳神経外科学会から公的機関に被災会員・施設の復興支援を働きかけるとともに、必要に応じて本学会から義援金を復興の援助とする。
- 2) 義援金は義援基金から支弁し、必要であれば更に会員に義援金を募り支弁する。
- 3) 義援金の配布は、公的支援の得られない施設を優先する。
- 4) 義援金額および配布する被災施設は、常務理事で決定し理事会で承認を得る。

6. 災害時の運用期間

災害時のこの指針の運用は、災害対策委員長の指示があるまで継続する。